

平成 29 年 10 月 12 日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

議会運営委員会

委員長 関 矢 孝 夫

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 平成 29 年第 3 回魚沼市議会定例会の課題等について
(2) その他

- 2 調査の経過 10 月 12 日に委員会を開催し、平成 29 年第 3 回魚沼市議会定例会の課題等について協議した。
資料請求の取り扱いについては、執行部の申し入れを受け、議会としての取り組みを確認した。
9 月定例会の課題については、議員の資質の問題と捉え、全員協議会で徹底することとした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 平成 29 年度第 3 回魚沼市議会定例会の課題等について

(2) その他

2 日 時 平成 29 年 10 月 12 日 午前 10 時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 志田 貢、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、本田 篤、
大屋角政、(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 なし

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10 : 00)

関矢委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 平成 29 年度第 3 回魚沼市議会定例会の課題等について

関矢委員長 日程第 1、平成 29 年度第 3 回魚沼市議会定例会の課題等についてを議題とします。本件は、10 月の議長・委員長定例会議で、9 月定例会終了後に定例議会を振り返りいろいろな問題が生じましたが、今後の議会運営についてご意見、協議事項があれば伺い、議運等に課題提起とさせていただきたいとされていたものであります。課題等につきましては 10 月 10 日までに、事務局へ報告をお願いしたものであります。あわせて 9 月 25 日開催の議会運営委員会で、執行部より議会から当局への資料請求の件についてお願い方、依頼がなされています。最近、資料請求の件数が以前より多くなっている状況であること。請求内容が事業に係る全ての資料といったような請求をいただくことが多いこと。執行部としては、用意する資料が膨大になり、時間を多く費やさざるを得ない状況にあり、提出期限までの用意が厳しい状況も出てきていること。ついては、絞り込んだ請求内容としていただけないか、また、提出期限を延ばしていただくなどのご配慮をいただきたいこと。なお、提出する資料については手持ちの資料ということで、ない資料については、資料が

ありませんということで議長にお返しをさせていただきたいこと。こちらのほうもご確認をいただきたいとの発言をいただき、本件については、一度議長に預けさせていただき、全員協議会の中で問題をもう一度提起し、議会議員全員の認識を持った中で、議会運営委員会で調査をするということと決定しております。また、一般質問における通告期限についても問題提起され、こちらについては議会改革特別委員会で一定の方向性が示されたと聞いております。これら、議会運営にかかる課題等につきましては、各所管の委員会で検討を加え一定の方向性が示されれば、議長を通じ全員協議会で確認をさせていただき、魚沼市議会としての基準、ルールとさせていただきたいと考えています。それでは、本日の検討課題であります。まず、資料請求について、資料配布があります。(資料配付)配付漏れはありませんか。ただいま配付されました資料について事務局から説明を求めます。

磯部議会事務局次長 (資料「資料請求の取り扱いについて」により説明)

関矢委員長 ただいま説明のありましたことについて、皆さんから質疑等がありましたらお願いします。

佐藤(肇)委員 2点お願いします。この提出資料ということで、これは、どういう資料をくれという請求の内容のことを書いているということではないということですか。

磯部議会事務局次長 提出資料でありますので、戻ってきた資料なんですけど、執行部が請求どおりに出せたものはそのとおりに書いてありますが、出せないこともありますので、その部分は省いてあります。請求どおりではないということです。

佐藤(肇)委員 そうすると、ここでちょっとわからないのは、前も言っていたように何とにかに関する一切の資料みたいな、そういった書き方がどの部分でそういつて出されたのか、どこかでわかりますか。

磯部議会事務局次長 例えば9番ですが、平成22年から現在までの住民監査請求書、監査結果通知書の全部、というような書き方をしています。17も建設工事の許可申請書の全部とか、16、17、18もそうです。

関矢委員長 ほかにありませんか。なければ、これから休憩により委員間の自由討議とし、忌憚のない活発な意見交換ができればと考えておりますが、よろしいでしょうか。(異議なし)しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10:09)

休憩中に自由討議

- ・議員個人には調査権はない。
- ・委員会の議論の中で、調査していくのが本来の議会の意思。議員は、委員会のほうで問題提起を先にすべき。
- ・委員会又は会派で資料を請求する形にならないか。
- ・全てという請求は、議長が受け取ったときに、具体的にと話してもらおう。議長名で出すので、そこで絞り込む形が必要。
- ・出せない資料は出せない。それでいい
- ・資料請求は、執行部が好意で応じてくれている。
- ・資料請求するときは、会派として会派の代表が資料請求を出す。無会派の人たちの場合

は、委員会で調査をあげてもらって、資料請求をする。所属していない場合は、別の委員にお願いをするような形で、委員会を通す。議長のところでもう一度精査をした中で資料請求をする。個人でやりたい場合は、情報公開請求をあげる。

・ 執行部からお願いが来ている 4 項目対して回答する。

再 開 (10 : 55)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。今ほど皆さんからご審議いただきました資料請求については、執行部からお願いがありました 4 件について、我々としてここまでの区切りをつけさせていただきます。資料請求の件数については、議員個々の資質、モラルに任せるということになります。それから、事業にかかる全ての資料といった請求は受け付けない。請求をする具体的な内容を記載する。それから、提出期限までの用意が厳しいときには、期限の延長もやむをえない。それから、資料がないものについては、資料がありませんということで議長に返していただいても致し方ない。もう一つは、議長のところできっかりと精査をして、だめなものは返し、資料請求をしないということで決めさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定させていただきます。ここで、しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10 : 56)

再 開 (11 : 05)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。続きまして、9月定例会の課題について資料が提出されていますので、事務局から説明を求めます。

磯部議会事務局次長 (資料「9月定例会の課題等について」により説明)

関矢委員長 それでは、今、説明がありましたけれども、これを質疑する前に若干の時間を取って、皆さんから一読いただきたいと思いますので、しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (11 : 07)

休憩中に資料一読

再 開 (11 : 08)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。皆さんに読んでいただきましたが、資料について何か質疑等がございましたらお願いします。(なし) ないようでしたら、これも休憩を取り、委員間の自由討議とし、忌憚のない活発な意見を交換できればと考えておりますがよろしいでしょうか。(異議なし) しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (11 : 09)

休憩中に自由討議

再開（11：46）

関矢委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。まとまりきらなかったですが、資料の内容を全議員にもう一度周知をしていただいて、本来の、議員の資質だとかモラルに一番関係をしてくると思いますので、そこをもう一度、全協の中で徹底をしていただく。今後、同じような問題があったら、その辺については線引きをするという形で進めさせていただきたいということで、全協に諮りたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なし）
そのように決定させていただきます。

（2）その他

関矢委員長　日程第2、その他を議題とします。委員の皆さんから何かありませんか。（なし）なければ、その他についてはこれで終わりにします。本日の会議録については委員長に一任願います。これで、議会運営委員会を閉会とします。

閉会（11：47）